

平成28年度一般社団法人長野県農業会議事業計画 (長野県農業委員会ネットワーク機構)

第1 事業方針

我が国の農業・農村をとりまく情勢は、担い手の高齢化や耕作放棄地の増加等が進行する中で、生産資材価格の値上がりと農産物価格が低迷しており、農業経営の安定化、農村集落の活力維持は喫緊の課題となっている。

このような状況の中で、平成27年度は農業委員会法、農業協同組合法、農地法の改正が行われ、さらには、昨年10月のTPP大筋合意などにより、大きな転換期に直面している。

こうした状況を踏まえ、国では、「改訂・農林水産業・地域の活力創造プラン」や昨年11月に閣議決定した「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき、「強い農林水産業」の確立に向けた施策を着実に推進するとしており、農業委員会組織としては、農地中間管理機構との連携を密にしながら農地利用最適化の推進に向けた活動を強化し、目に見える成果をあげていくことが求められている。

一方、長野県では、4年目を迎える「長野県総合5か年計画」や「長野県食と農業農村振興計画」の達成推進に向けて取組強化が一層求められている。

当会議は改正農業委員会法に基づき、本年4月から一般社団法人に組織変更し、農業委員会ネットワーク機構として知事から指定を受け、新たな農業情勢の変化や制度改革の動きに適確に対応しながら、農業委員会が取り組む「農地利用最適化の推進」業務を一層積極的に支援することが必要になる。

このため、当会議としては、農業委員会との連絡調整、農業委員や農地利用最適化推進委員への研修等を基本に、担い手への経営支援や農地に関する情報収集・提供などの実践活動に取り組むとともに、農業者や農業・農村が抱える諸問題に対応するため、下記の重点推進事項を基軸としながら、以下の事業に取り組んでいくこととする。

【平成28年度重点推進事項】

- 1 改正農業委員会法に基づく、農業委員会の体制整備及び活動強化に向けた支援
- 2 農地利用最適化の推進に向けた活動の強化
- 3 改正農地法に基づく円滑な農地審議の実施
- 4 農地利用の最適化に関する施策の企画立案、改善意見の提出
- 5 TPPの国内対策の確立等に向けた活動の強化
- 6 農業者年金制度の普及と新規加入者の掘り起し
- 7 農業者等に対する情報提供活動の強化

第2 事業の推進

1 諸会議の開催

当会議の運営及び事業推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 通常総会（6月下旬：松本市）及び臨時総会（3月下旬：長野市）
- (2) 理事会（年2回）6月・3月 長野市
- (3) 常設審議委員会（毎月、原則15日）
- (4) 地区常設審議委員会（毎月、原則10日）
- (5) 監査会（年2回）6月・12月 長野市
- (6) 正副会長会議（随時）
- (7) 市町村農業委員会長並びに事務局長合同会議（5月：松本市、長野市）
- (8) その他業務運営に必要な会議

2 組織・事業の効率的な運営

組織を取り巻く情勢の変化に対応した組織・事業の効率的な運営を進めるため、次の取組みを実施する。

(1) 農業委員会ネットワーク機構の円滑な運営

改正農業委員会法及び改正農地法を踏まえた農業委員会ネットワーク機構の円滑な運営を図るため、適時、組織体制の見直しを行う。

(2) 改正農業委員会法の施行に対応した農業委員会の体制整備

改正農業委員会法の周知に努めるとともに、新制度への円滑な移行に向けて相談活動等を実施するとともに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数と予算確保など、農業委員会の体制整備に向けた支援活動を強化する。

(3) 多様な人材の登用促進

本年度に新制度に移行する農業委員会において女性・青年農業者など多様な人材が農業委員に選任される環境づくりに取り組むとともに、関係機関・団体に対する要請活動に取り組む。

(4) 地区担当制の充実

農業委員会活動の実態把握や支援活動を強化するため、地区担当制による相談・支援体制の充実を図る。

(5) 職員の資質向上対策

農業委員会ネットワーク機構業務の円滑な実施を図るため、農地・経営等に関する専門的指導能力を有する職員の資質向上に取り組む。

第3 事業実施の内容

I 農業委員会の活動支援

1 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上対策の実施

農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員の資質向上を図るため、体系的な研修・相談活動等を実施する。

(1) 基礎研修会の開催

ア 農業委員会事務局新任職員研修会（4月20日：松本市）

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員研修会（5月31日：小諸市、
6月1日：長野市、6月2日：岡谷市、6月3日：松本市）

(2) 実務研修会の開催

ア 農業委員長実務研修会（6月下旬：松本市、3月下旬：長野市）

イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員実務研修会（11月：伊那市）

ウ 農業委員会活動活性化セミナー

エ 地区別農業委員等研修会

(3) 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」等の策定を支援

(4) 農業委員会巡回相談会の実施

(5) 農業委員会が開催する研修会等への協力支援

(6) 女性農業委員の登用促進に向けたアドバイザーの委嘱及び研修会の開催

(7) 関係団体の活動支援

農業委員会の活動強化を図るため、長野県農業委員会協議会、長野県女性農業委員の会及び長野県農業委員会事務研究会の活動を支援する。

II 農地対策の推進

1 農地利用最適化の推進に向けた活動の強化

農業委員会による農地中間管理事業等を積極的に活用した担い手への農地の集積・集約化の農地利用調整活動等を支援する。

(1) 農地中間管理機構等と連携した農地の利用調整活動への支援

(2) 農地情報管理センターと連携した農地の集積情報の収集と提供

(3) 農地相談の実施

2 改正農地法等法令に基づく円滑な農地審議の実施

改正農地法等法令に基づく、農業委員会等からの意見聴取について、県の支援のもと、地区常設審議委員会での意見集約及び常設審議委員会の審議を経て、公正・適正に農地業務を執行する。

(1) 農地法に基づく事項

(2) 農業経営基盤強化促進法に基づく事項

(3) その他法令に基づく事項

3 農地情報公開システムへの移行及び農地台帳の更新を支援

農業委員会が「農地情報公開システム フェーズ2」（全国農地ナビ）への円滑なデータ移行及び農地台帳の正確な記録の確保が図られるよう支援する。

- (1) 農地情報公開システム研修会の開催
- (2) 農業委員会への巡回支援

4 遊休農地対策の実施

農地法に基づく「利用状況調査及び利用意向調査」や遊休化を未然に防ぐ「鳥獣被害防止対策」等の実施により、遊休農地の発生防止・解消対策に取り組む農業委員会の活動に対して、支援・協力をを行う。

- (1) 長野県遊休農地解消月間にあわせた調査・啓発活動の実施
- (2) 遊休農地活用功績者表彰の実施と遊休農地活用シンポジウム等の開催
- (3) 遊休農地への新規作物の導入等を検討
- (4) 「地産地消・食育」を絡めた遊休農地の解消活動等を支援
- (5) 鳥獣被害防止対策に関する情報提供

Ⅲ 農政対策の推進

1 「農地等の利用の最適化」に関する施策の企画立案、改善意見の提出

基本農政の確立に向けた国・県の農業・農村振興施策に反映させるため、業務を通じて得られた知見に基づき、農地等利用最適化推進施策を企画立案し、国・県等の関係行政機関へ施策の改善等について具体的な意見を提出する。

- (1) 定期総会、農業委員・農地利用最適化推進委員大会（仮称）等を通じた施策の企画立案、意見の提出
- (2) 国・県等関係者との懇談会・意見交換会等を通じた意見の提出
- (3) J Aグループ等の関係団体と連携した施策の企画立案、意見の提出
- (4) 農業委員会と農業者等との意見交換会への支援

2 T P P国内対策の実現等に向けた活動の強化

T P Pに対する農業者の不安解消と農業の再生産を可能とする国内対策の実現に向け、関係機関・団体と連携した活動を実施する。

- (1) 国の「総合的なT P P関連政策大綱」及び「長野県T P P協定に係る農林業分野対応方針」に関する農業者等への情報提供と助言
- (2) J Aグループ等関係団体と連携した情報提供の強化

Ⅳ 農業一般に関する調査の実施

農地の効率的利用を図るための基礎資料とするため、農業委員会を通じて農地売買価格等に関する調査等を実施する。

- (1) 田畑売買価格等に関する調査（5月1日時点）
- (2) 農作業料金・労賃に関する調査（12月1日時点）
- (3) その他必要な調査

V 担い手・経営対策の推進

1 新規就農者の確保・農業法人等への雇用対策

(1) 新規就農者の確保対策の推進

「青年就農給付金事業（準備型・経営開始型）」等の円滑な推進を図るとともに、(公社)長野県農業担い手育成基金、(公財)長野県農業開発公社、当会議の3団体で構成する「長野県新規就農相談センター」との連携により、新規就農者の確保・支援をする。

- ア 新・農業人フェアへの出展
- イ 就農関連情報提供
- ウ 農業法人等就業事業の推進

(2) 農業法人等の雇用受入支援

農業法人等が農業経験の少ない者を正規雇用して、OJT研修等を実施した場合、その費用の一部を助成し、雇用就農者の育成、法人独立支援及び農業法人等において、次世代の経営者を育成するため、先進的な農業法人や異業種の法人に役職員を派遣する次世代タイプなど「農の雇用事業」の活用等を通じ、農業法人等の経営改善を支援する。

- ア 研修責任者・研修生セミナーの開催（応募の都度）
- イ 事業実施経営体の巡回現地調査及び支援
- ウ 短期就業体験、経営継承の推進
- エ 農業技術検定試験の支援
- オ 農業法人の実態調査

2 農業経営者組織の運営を支援

認定農業者等の担い手が組織する養鶏・鉢花・水田等の経営者組織の運営を支援し、農業者の経営改善を図る。（長野県養鶏協会、長野県鉢花園芸組合、信州水田農業経営者会議、長野県国際農友会）

3 農業経営の改善・合理化等を支援

長野県農業再生協議会等と連携を図り、農業者の経営改善、集落営農組織の経営安定等の支援活動を行う。

- (1) 認定農業者等を対象とした農業経営管理能力向上セミナーの開催
- (2) 農業経営コンサルタント・専門アドバイザー派遣による経営改善支援
- (3) 集落営農経営発展支援研修会の開催
- (4) 気象災害等による農作物等への甚大な被害発生時に、「長野県農業団体災害対策協議会」を通じて被災農家のへ支援施策を情報提供等し、経営安定を支援する。

VI 農業者年金対策の推進

1 加入推進活動の実施

「加入者累計13万人に向けた後期2カ年運動（仮称）（平成28年度～29年度）」に基づく市町村別目標設定及び加入推進に向けて実施する。

- (1) 農業委員会、JA、年金協議会等への普及推進支援
- (2) 加入推進部長等研修会の開催（9月 県下2ヶ所）
- (3) 長野県農業者年金推進協議会への活動支援
- (4) JA組織との加入推進広報活動検討会議（9月）

2 農業者年金受託業務の支援

農業者年金業務の円滑な推進を図るため、関係機関・団体との連携により、次のとおり実施する。

- (1) 市町村・JAの新任担当職員実務研修会の開催（5月 長野市）
- (2) 農業者年金業務推進会議の開催（6月 松本市）
- (3) 業務受託機関等の考査指導への対応

3 相談活動の実施

旧制度に基づく経営移譲や支給停止、現行制度の加入手続き及び経営継承等相談活動を実施する。

- (1) 農業者年金相談会・研修会への対応（随時）
- (2) 個別相談の実施（随時）

VII 情報提供活動の推進

1 全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動の実施

改正農業委員会法に定める「情報提供活動」の中核として、引き続き全国農業新聞・全国農業図書の普及推進活動を位置づけ、農業委員会等との連携協力により、次のとおり実施する。

- (1) 情報事業推進会議の開催
- (2) 情報企画員会議の開催
- (3) 市町村普及巡回の実施（随時）
- (4) 研修会等における図書の展示販売（随時）

2 情報提供活動の充実強化

農業委員会組織の活動・事業のPR活動を強化するため、次の活動を実施する。

- (1) 農業会議のホームページの内容充実と活動の見える化の推進
- (2) インターネットを活用した農業委員会組織の情報通信の効率化

平成28年度一般社団法人長野県農業会議収支予算書

(農業委員会ネットワーク業務に関する収支予算書)

自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

収入予算額 137,528 千円
支出予算額 137,528 千円
差引額 0 千円

(内 訳 説 明)

収入の部

(単位:千円 △印減額)

科	目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 当 初 予 算 額	比 較 増 減	説 明	
款	項					
1.補助金		88,803	73,503	15,300		
	1.補助金		88,803	73,503	15,300	
		1.補助金	88,803	73,503	15,300	組織管理費及び事務費 64,937 農業委員会等活動強化対策事業費 1,066 農地対策事業費(機構集積支援事業費) 22,800
2.委託金		26,852	21,422	5,430		
	1.委託金		26,852	21,422	5,430	
		1.委託金	26,852	21,422	5,430	農業者年金基金委託業務費 14,000 農の雇用事業費 10,652 新規就農等相談支援事業費 1,200 情報提供推進事業 750 ワンフロア推進体制整備費 250
3.会費		20,496	20,396	100	〈組織変更に伴い科目名変更〉	
	1.会費		20,496	20,396	100	
		1.会費	20,496	20,396	100	地区農業委員会協議会分 11,446 普通会員(上記以外の団体会員) 9,050
4.雑収入		27	27	0		
	1.雑収入		27	27	0	
		1.雑収入	27	27	0	貯金利息等
5.繰越金		1,350	1,350	0		
	1.繰越金		1,350	1,350	0	
		1.繰越金	1,350	1,350	0	
合 計		137,528	116,698	20,830		

支出の部

科 目			本 年 度 予 算 額	前年度当初 予算額	比較増減	説 明	
款	項	目					
1.役員費			7,463	7,215	248	〈組織変更に伴い科目名変更〉	
	1.役員費		7,463	7,215	248		
		1.役員費		7,463	7,215	248	役員報酬及び総会・理事会・常設審議委員会 出席手当・旅費並びに地区常設審議委員会・ 諸会議出席旅費
2.職員費			63,014	62,081	933		
	1.職員給料		52,366	51,605	761		
		1.職員給料		52,366	51,605	761	基本給、扶養、通勤、期末・勤勉手当等
	2.福利厚生費		9,997	9,825	172		
		1.法定負担金		9,860	9,688	172	健康保険・厚生年金負担金、共済負担金、労 働保険料等
		2.厚生費		137	137	0	健康診断等職員厚生諸費
	3.職員旅費		651	651	0		
		1.職員旅費		651	651	0	
3.組織運営 費			4,163	4,387	△ 224		
	1.会議費		913	913	0	〈組織変更に伴い一部科目名を追加・変更〉	
		1.総会費		315	315	0	会場費、資料印刷費等
		2.理事会費		100	0	100	会場費
		3.常設審議委員会 費		300	300	0	会場費
		4.諸会議費		198	298	△ 100	市町村農業委員会長・事務局長会議、その他 諸会議開催諸費
	2.事務費		3,250	3,474	△ 224		
		1.需用費		414	414	0	
		2.支部運営事務費		1,300	1,300	0	農業会議支部活動推進支援諸費
		3.庁舎管理経費		976	1,200	△ 224	庁舎管理経費諸費
4.組織体制整備推 進費			560	560	0	組織体制整備推進諸費	

科 目			本 年 度 予 算 額	前年度当初 予算額	比較増減	説 明
款	項	目				
4.業務費			54,550	34,677	19,873	
	1.農政・農地 対策事業費		27,268	13,175	14,093	
		1.農政対策費	2,000	2,223	△ 223	農政活動諸費
		2.農業委員会活動 強化対策事業費	2,468	2,598	△ 130	農業委員会活動強化推進諸費
		3.農地対策事業費	22,800	8,354	14,446	農地対策事業諸費、農地情報公開システム移行経費
	2.担い手・経 営確立対策 事業費		12,352	10,266	2,086	
		1.農業法人・担い 手育成支援事業費	500	500	0	農業法人・担い手育成支援事業諸費
		2.農の雇用事業費	10,652	8,266	2,386	農の雇用対策事業推進諸費
		3.新規就農等相談 支援事業費	1,200	1,500	△ 300	新規就農相談支援事業諸費
	3.農業者年金 事業費		14,000	11,056	2,944	
		1.農業者年金推進 業務費	14,000	6,756	7,244	農業者年金推進業務諸費
		2.加入推進特別対 策費	0	4,300	△ 4,300	
	4.情報活動事 業費		930	180	750	〈組織変更に伴い科目名変更〉
		1.情報活動事業費	930	180	750	情報提供推進事業諸費、ホームページ更新費等
5.負担金			2,630	2,630	0	
	1.負担金		2,630	2,630	0	
		1.負担金	2,630	2,630	0	一般社団法人全国農業会議所会費、その他関係団体負担金
6.雑支出			608	608	0	
	1.雑支出		608	608	0	
		1.交際費	160	160	0	
		2.借入金利息	90	90	0	運営資金借入れ利息
		3.公務災害保険料	100	100	0	
		4.租税公課費	258	258	0	
7.職員退職 手当積立金			5,000	5,000	0	
	1.職員退職手 当積立金		5,000	5,000	0	
		1.職員退職手当積 立金	5,000	5,000	0	職員退職給与積立金への繰出金
8.予備費			100	100	0	
	1.予備費		100	100	0	
		1.予備費	100	100	0	
合 計			137,528	116,698	20,830	

(※)平成28年4月1日の組織変更により一般社団法人(非営利型)に移行するが、法人格は継続するため、前年度当初予算額は、変更前の認可法人(特別の法律により設立される民間法人)の予算額を計上している。なお、組織変更に伴い、科目名の一部を追加・変更している。

一般社団法人長野県農業会議 農業委員会ネットワーク業務に関する規程

I. 総 則

1. 目 的

この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下、「法」という。）第44条第1項の規定に基づき、法第42条第1項の農業委員会ネットワーク機構（以下、「機構」という。）として指定を受けた一般社団法人長野県農業会議（以下、「農業会議」という。）が行う農業委員会法第43条第1項に規定する農業委員会ネットワーク業務の実施方法等を定め、もって業務の適正かつ確実な運営に資することを目的とする。

2. 基本方針

農業会議は、法及びこれに基づく命令等によるもののほか、この規程に従い、公正かつ的確に農業委員会ネットワーク業務を実施する。

II. 農業委員会ネットワーク業務の実施方法に関する事項

1. 業務実施体制

農業会議は、別図のとおり農業委員会ネットワーク業務に係る組織を構成し、農業委員会ネットワーク業務に従事する役員及び職員を適切に配置する。

2. 業務の内容・実施方法等

(1) 農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務

- ① 本業務は、農業会議事務局（以下、「事務局」という。）が行う。
- ② 事務局は、農業委員会からの問い合わせ対応及び農業者からの相談に応じるため、窓口を設置する。
- ③ 上記②に定めるもののほか、本業務として、毎年、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修会を開催する。

(2) 農地に関する情報の収集、整理及び提供業務

- ① 本業務は、事務局が行う。
- ② 本業務として、農地情報公開システムが最新の情報となるよう、毎月、各農業委員会の農地情報の入力状況の確認・進捗管理を行うとともに、同システムを活用して、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関、関係地方公共団体及び農地中間管理機構に対し提供する。

(3) 農業経営を営み、又は営もうとする者に対する支援業務

- ① 本業務は、事務局が行う。
- ② 事務局は、新規参入希望者又は新規参入者からの相談に応じるため、窓口を設置する。
- ③ ②に定めるもののほか、本業務として、農業への新規参入の促進及び農業への雇用の促進・人材育成を支援するための業務を行う。
- ④ 新規参入者又は新規参入予定者に関係農業委員会の紹介を行うに当たっては、当該者が円滑に農業参入できるよう、あらかじめ、関係農業委員会と連絡調整を行う。

(4) 法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務

- ① 本業務は、事務局が行う。
- ② 事務局は、法人化の推進等農業経営の合理化支援業務を行うこととし、担い手からの相談に応じるため、窓口を設置する。
- ③ 上記②に定めるもののほか、本業務として、農業者年金制度の理解促進及び普及推進のための研修会を開催する。

(5) 認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務

- ① 本業務は、事務局が行う。
- ② 本業務として、認定農業者や農業経営者の組織化を支援するとともに、農業経営者組織について、事務局を担当する等の運営支援を行う。

(6) 農業一般に関する調査及び情報の提供業務

- ① 本業務は、事務局が行う。
- ② 本業務として、毎年、農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、必要に応じて農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関に対し提供するとともに、農業一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。
- ③ 調査及び情報の提供にあたっては、全国機構及び農業委員会と適切に連携する。

(7) 農地法等その他の法令の規定により機構が行うものとされた業務

- ① 本業務に関し、行政機関から意見の提出を求められた場合には、常設審議委員会の決定を経て、意見の提出を行う。
- ② 常設審議委員会の事務は事務局が行う。
- ③ 上記①の意見の提出は、速やかに行う。
- ④ 特に、農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取については、農業委員会及び県の担当部局と密接な連携により、適正かつ円滑に処理する。
- ⑤ 本業務を行うにあたっては、あらかじめ、事案ごとに担当する役職員を定め、記録するものとする。
- ⑥ 農業会議は、本業務に関わる役職員に対し、本業務が行政機関の処分に影響を与えるものであることを認識し、特に公正な処理を行うべきものであることを周知するものとする。

Ⅲ. 農業委員会ネットワーク業務における情報の管理等に関する事項

- (1) 農業会議は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に関して知り得た秘密の保持を徹底させる。
- (2) 農業会議は、役員及び職員が農業委員会ネットワーク業務を遂行するため個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにする。
- (3) 農業会議は、役員及び職員に対し、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を当該業務の遂行以外の目的に使用させないようにするものとする。
- (4) 農業会議は、個人情報の安全管理の実施及び運用に関する事務を総括する情報管理責任者を1人置く。
- (5) 農業会議は、役員及び職員が、農業委員会ネットワーク業務に関する個人情報を取得する場合には、当該業務の遂行に必要な限度で行うようにするものとする。その際、偽りその他不正の手段による個人情報の取得は行わないようにするものとする。
- (6) 農業会議は、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損、その他の事故を防止するため、役員及び職員に対し、個人情報の管理を厳重に行わせるものとする。特に、保有する個人情報の複製若しくは送信又は個人情報の可搬性外部記録媒体への記録及び個人情報が記録されている媒体の送付又は持ち出しは、情報管理責任者が認める必要な場合以外には行わないようにするものとする。
また、保有している個人情報が不要となった場合には、当該情報の復元、判読が不可能な方法により消去又は廃棄するようにするものとする。
- (7) 農地情報公開システムを利用して個人情報を含む情報を取り扱う場合には、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。
 - ① 個人情報にアクセスするための識別・認証システムを構築する。
 - ② 個人情報にアクセスできる権限を付与する者は必要最低限にするものとする。
 - ③ 個人情報を容易に複製できないよう厳格な制限を設ける。
 - ④ 個人情報へのアクセス状況並びに個人情報の登録、削除および複製の状況の記録を徹底し、不正を疑われるような異常がないかこれを定期的に確認する。
 - ⑤ ネットワーク外部からの不正アクセスを制御するため、ファイアウォールの設定等による防御システムを構築する。
 - ⑥ ソフトウェアに関する脆弱性対策、ウイルス対策ソフトの更新等を講じる。

⑦ 個人情報にアクセスできる端末は、一般のインターネット回線には接続しないものとする。

⑧ 個人情報にアクセスできる端末の使用については、情報管理責任者が指定する者以外は使用できないようパスワード等の設定による適切な管理を行う。また、同端末は、使用の際に外部の者がその内容を見ることができないよう設置等についても適切に行うものとする。

(8) 農業会議は、個人情報を含む情報の処理等の委託は原則行わないものとする。委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者を委託業者として選定し、契約書に秘密の保持、再委託の禁止など個人情報が適切に管理されるよう必要な事項を明記するものとし、情報の処理に関して必要かつ適切な監督を行うものとする。

(9) 農業会議は、役員及び職員が農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人の同意を得ておくものとする。また、個人情報を第三者に提供する場合には、提供を受ける者に対し、利用目的、利用形態、利用後の廃棄又は返還等の方法等を記載した書面を提出させなければならないものとする。

ただし、都道府県機構、農業委員会、関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定められた者に提供する場合には、この限りでない。

(10) 農業会議は、役員及び職員は、農業委員会ネットワーク業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めさせるものとする。その際、苦情処理窓口の設置等必要な体制を整備し、苦情申出先についても本人の知り得る状態に置くものとする。

(11) 農業会議は、役員及び職員に対し、その取り扱う個人情報について法令若しくは本規程に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに情報管理責任者に報告させ、その対策を講じさせるものとする。

また、上記報告を受けた情報管理責任者は、その旨を直ちに長野県農政部農業政策課に報告するものとする。

(12) 情報管理責任者は、個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査又は点検を実施し、個人情報の取扱い方法の見直しその他必要な措置を講じるものとする。

また、情報管理責任者は、個人情報を取扱う全ての農業会議の役員及び職員に対し、個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を定期的に（年1回以上）行うものとする。

- (13) 農業会議は、(1)から(12)に掲げるもののほか、農業会議個人情報保護規程及び特定個人情報取扱規程に基づき情報の管理及び秘密の保持について適切に実施するものとする。

IV. その他農業委員会ネットワーク業務の実施に関し必要な事項

1. 業務委託

農業会議は、農業委員会ネットワーク業務のうち委託することが適当なもの（情報システムのデータ移行等）について、業務を適切に行うことができる能力等を確認した上で、委託する業務内容を明確にして委託する。その際、競争入札等による委託コストの低減に努めるものとする。

2. 報告及び立入検査、監督命令、指定取消しの際の対応

農業会議は、法第48条の規定による報告及び立入検査並びに法第49条の規定による監督命令には、速やかに従うとともに、法第50条第1項の規定による農業委員会ネットワーク機構の指定の取消しを受けた場合は、秘密保持及び個人情報保護に配慮しつつ、農業委員会ネットワーク業務の継続性が確保されるよう、新たに指定された法人に引き継ぎを行うものとする。

3. 関係行政機関等に対する意見の提出

農業会議は、農地等の利用の最適化の推進に関する施策の改善についての具体的な意見の提出は、常設審議委員会で決定の上、書面により行うものとする。

附 則

1. 平成28年4月1日から施行する。

(別図)

一般社団法人長野県農業会議 農業委員会ネットワーク機構の組織体制図

